円	当期の欠損金額（別表四「48の①」）	6			円
外	災害により損失の生じた資産の滅失等により生じた損失の額	7	円	円	
外	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8			
外	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	9			
外	計 (7)＋(8)＋(9)	10			
外	保険金又は損害賠償金等の額	11			
外	差引災害により生じた損失の額 (10)－(11)	12			
外	繰越控除の対象となる損失の額（（６の③）と（12の③）のうち少ない金額）	13			

を

に改め、同表の記載要領第１号中「繰越し）、」を「繰越し）又は」に改め、「又は震災特例法第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）若しくは第16条（仮決算の中間申告による所得税額の還付）」を削り、同第11号を削り、同第12号を同第11号とし、同第四号(1)を次のように改める。

(1)　当該事業年度が法第57条第２項若しくは第４項又は第58条第２項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七㈠付表一「３」の欄の金額を記載すること。

別表七㈠の記載要領第四号③中「第57条第９項若しくは」を「第57条第９項又は」に改め、「又は平成22年旧法第57条第９項（法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令第112条第19項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第58条第４項」及び「同令第112条第13項第３号に定める欠損金額並びに」を削り、同号を同第11号とし、同第五号を同第四号とし、同第六号を削る。

別表七㈠付表一の表中

被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額（適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定・合併類似適格分割型分割　適格合併等の日：　・　・　被合併法人等の名称：）		
被合併法人等の事業年度	欠損金の区分	被合併法人等の未処理欠損金額（最終の事業年度若しくは分割前事業年度の別表七㈠「５」又は(4)、(7)若しくは別表七㈠付表二「５」）
		2

を

被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額（適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定　適格合併等の日：　・　・　被合併法人等の名称：）		
被合併法人等の事業年度	欠損金の区分	被合併法人等の未処理欠損金額（最終の事業年度の別表七㈠「５」又は(4)、(7)若しくは別表七㈠付表二「５」）
		2

に、

被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済
（被合併法人等の最若しくは分割前事七㈠「５」又は当の別表七㈠「５」